

令和5年度石井町生活排水処理実施計画

令和5年度石井町生活排水処理実施計画は、次のとおりである。

1. 計画地域

石井町全域

2. 計画期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3. 処理形態別人口

1. 計画処理区域内人口	24,984人
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	15,678人
(1) コミュニティ・プラント	0人
(2) 合併処理浄化槽	15,209人
(3) 下水道	469人
(4) 農業集落排水施設	0人
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口	7,809人
4. 非水洗化人口	1,497人
5. 計画処理区域外人口	0人

※令和5年3月31日現在

4. 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
(1) 合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
(2) 単独処理浄化槽	し尿	個人等
(3) 公共下水道	し尿及び生活雑排水	徳島市
(4) し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	石井町

5. 収集運搬計画

(1) し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬量

種類	排出量
し尿	630 kℓ
浄化槽汚泥	9,234 kℓ
合計	9,864 kℓ

6. 中間処理計画

し尿及び浄化槽汚泥は石井町クリーンセンターで処理を行う。

石井町クリーンセンターの概要

所在地	石井町高川原字高川原 2112-3
処理方式	膜分離高負荷生物脱窒素処理＋高度処理
施設能力	35 kℓ/日

7. 最終処分計画

石井町クリーンセンターで中間処理された焼却残渣は本町の最終処分場で処分を行う。

8. その他

石井町清掃業組合を通じて汲み取り槽及び単独処理浄化槽の世帯に合併処理浄化槽設置整備補助制度のパンフレットを配布し、合併処理浄化槽への転換の普及啓発を実施する。

生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性について住民に周知を図るため、定期的な広報・啓発活動を実施する。

浄化槽については、定期的な管理、清掃及び定期検査について、広報等を通じてその徹底に努めるものとする。